
4 0 3 8. 保税運送申告（承認）変更

業務コード	業務名
S O T	保税運送申告（承認）変更

1. 業務概要

(1) 保税運送申告後承認前の訂正または取消しの場合

申告後承認前の保税運送申告情報の訂正または取消しを行う。

なお、本業務により保税運送申告の内容を訂正または取消ししようとする場合は、あらかじめ税関に申し出た後に行う。訂正の場合は、税関が行う「保税運送申告審査終了（S E T）」業務により訂正の承認となる。

本業務が税関の開庁時間外にわたる場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。

(2) 保税運送承認後の訂正または取消しの場合

承認済の保税運送申告情報の訂正または取消しを行う。

なお、本業務により保税運送申告の内容を訂正または取消ししようとする場合は、あらかじめ税関に申し出た後に行う。変更申請後、税関が行う S E T 業務により訂正または取消しの承認となる。

本業務が税関の開庁時間外にわたる場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。

(3) 包括保税運送承認に係る個別運送情報または特定保税運送情報を訂正または取消しする場合

登録済みの個別運送情報または特定保税運送情報の訂正または取消しを行う。

(4) 運送期間延長承認申請を行う場合

承認済の保税運送申告情報に対して運送期間延長承認申請を行う。申請後、税関が行う S E T 業務により運送期間延長承認となる。

2. 入力者

通関業、機用品業、保税蔵置場、船会社、船舶代理店、C Y、N V O C C、海貨業

3. 制限事項

① 1 業務で入力可能な貨物管理番号*¹は最大 5 件とする。

② 1 業務に対して訂正可能回数は 9 回とする。

③ 1 申告に対して運送期間延長承認申請は、1 回とする。

(* 1) 貨物管理番号とは、B / L 番号 (C T - B / L 番号を含む。) または輸出管理番号のことをいう。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

① システムに登録されている利用者であること。

② 入力者が「保税運送申告 (O L C) 」業務または「保税運送申告 (事項登録あり) (O L C 2 0) 」業務を行った利用者と同一であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 保税運送申告DBチェック

(A) 訂正の場合

- ①入力された保税運送申告番号（個別運送管理番号または特定保税運送番号を含む。以下同様）に対する保税運送申告DBが存在すること。
- ②登録されている貨物管理番号がすべて入力されていること。
- ③訂正区分に「追加」の入力がある場合は、保税運送申告後承認前であること。
- ④登録されている運送目的が「輸入申告中の運送」でないこと。
- ⑤登録されている運送の変更でないこと。（保税運送申告、包括保税運送承認に係る個別運送または特定保税運送の相互への変更でないこと）

(B) 取消しの場合

入力された保税運送申告番号に対する保税運送申告DBが存在すること。

(C) 運送期間延長申請の場合

- ①入力された保税運送申告番号に対する保税運送申告DBが存在すること。
- ②保税運送承認されていること。
- ③保税運送承認期間を経過していないこと。
- ④延長期間終了予定日及び記事以外の全項目に対して変更がされていないこと。
- ⑤延長期間終了予定日を変更する場合は、保税運送申告DBに登録されている到着地で全ての貨物が搬入確認、または到着確認されていないこと。
- ⑥登録されている運送目的が「輸入申告中の運送」でないこと。

(4) 包括保税運送DBチェック

訂正の場合で、保税運送申告DBに包括保税運送承認に係る個別運送の旨が登録されている場合は、登録されている包括保税運送申告番号に対して、以下のチェックを行う。

- ①包括保税運送DBが存在すること。
- ②包括保税運送承認番号が停止となっていないこと。
- ③本業務入力日が包括保税運送承認期間を過ぎていないこと。
- ④入力された到着地コードが包括保税運送DBに登録されていること。

(5) 貨物情報DBチェック

(A) 訂正の場合

(a) すべての貨物管理番号に対するチェック

- ①入力された貨物管理番号に対する貨物情報DBが存在すること。
- ②到着地の変更以外の場合は、発送地に蔵置されている貨物が存在すること。
- ③一部の貨物が搬出されている場合は、到着地以外の全項目に対して変更がされていないこと。ただし、訂正区分が「取消し」の場合を除く。
- ④到着地を変更する場合は、保税運送申告DBに登録されている到着地で搬入確認されていないこと。
- ⑤発送地が他所蔵置場所の場合は、他所蔵置許可期間を経過していないこと。（発送地から貨物が搬出された場合を除く。）
- ⑥到着地が他所蔵置場所の場合は、すべての貨物の他所蔵置許可申請者が同一であること。

(b) 訂正区分が「追加」である貨物管理番号のチェック

①登録された発送地に貨物が蔵置されていること（発送地が船卸場所（バースコード）の場合、貨物情報に係るコンテナオペレーション会社が存在する場合は、船卸場所に船卸されていること。または、コンテナオペレーション会社が存在しない場合は、「積荷目録提出（DMF）」業務が行われていること。）

なお、発送地がシステム参加保税地域^{*2}以外で蔵置情報がない場合は「簡易貨物情報登録（SCR）」業務で作成された貨物か、運送中の貨物に対して「システム外保税運送到着確認（SAT）」業務がされた貨物であること。（特定保税運送は除く）

②「積戻貨物情報登録（RCR）」業務で、積戻し移送された輸入貨物でないこと。

③同一発送地で保税運送申告、包括保税運送承認に係る個別運送情報登録または特定保税運送がされていないこと。

④リスク分析結果の事前通知が登録されていないこと。

⑤以下の税関手続がされていないこと。

（ア）輸入申告等の輸入通関手続き（予備申告及び発送地が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合における蔵入承認済を除く）

（イ）積戻し申告（通関蔵置場への搬入前に行われた積戻し申告（搬入前申告）で搬入後処理未済の場合を除く）

（ウ）本船・ふ中扱い承認申請

（エ）「許可・承認等情報登録（監視）（PAK03）」業務による以下の登録

- ・「別送品輸入許可」
- ・「外国貨物船（機）用品積込承認」

（オ）「許可・承認等情報登録（保税）（PSH）」業務による以下の登録

- ・「亡失届受理」
- ・「滅却承認」
- ・「現場収容」
- ・「税関内収容」
- ・「その他の搬出承認」

（カ）「許可・承認等情報登録（輸入通関）（PAI）」業務による以下の登録

- ・「輸入許可」
- ・「蔵入承認」（発送地が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合を除く）
- ・「移入承認」
- ・「総保入承認」
- ・「展示等承認」
- ・「輸入許可前引取承認」
- ・「輸入申告等手作業移行」
- ・「別送品輸入許可」

（キ）「許可・承認等情報登録（輸出通関）（PAE）」業務による以下の登録

- ・「積戻し許可」
- ・「輸出申告等手作業移行」

⑥「貨物取扱登録（改装・仕分け）（SHS）」業務または「貨物情報仕分け（CHJ）」業務により仕分親となっていないこと。

⑦「貨物取扱登録（仕合せ）（CHU）」業務により仕合親となっていないこと。

⑧混載仕分けされた親でないこと。

⑨輸出貨物でないこと。

- ⑩到着地が他所蔵置場所の場合は、「他所蔵置許可申請（ＴＹＣ）」業務またはＰＳＨ業務で他所蔵置許可となっていること。
- ⑪当該保税運送申告において輸入貨物と仮陸揚貨物が混在していないこと。
- ⑫当該保税運送申告において未通関積戻し貨物と仮陸揚貨物が混在していないこと。
- ⑬仮陸揚貨物の場合は、運送不可の仮陸揚事由が登録されていないこと。
- ⑭貨物手作業移行登録がされていないこと。
- ⑮訂正保留中でないこと。
- ⑯貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。
- ⑰当該保税運送申告において蔵入承認済貨物と蔵入承認済貨物以外が混在していないこと。
- （＊２）システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域のことをいう。

（ｃ）訂正区分が「取消し」である貨物管理番号のチェック

- ①入力された保税運送申告番号が登録されていること。
- ②発送地がシステム参加保税地域の場合は、保税運送申告ＤＢに登録されている発送地から搬出されていないこと。
- ③発送地が船卸場所（バースコード）の場合は、保税運送申告ＤＢに登録されている到着地で搬入確認されていないこと。

（ｄ）訂正区分が「訂正または訂正なし」である貨物管理番号のチェック

- ①入力された保税運送申告番号が登録されていること。
- ②到着地が他所蔵置場所の場合は、ＴＹＣ業務等で他所蔵置許可となっていること。

（Ｂ）取消しの場合

- ①保税運送申告ＤＢに登録されている貨物管理番号に対する貨物情報ＤＢが存在すること。
- ②発送地がシステム参加保税地域の場合は、保税運送申告ＤＢに登録されている発送地から搬出されていないこと。
- ③発送地が船卸場所（バースコード）の場合は、保税運送申告ＤＢに登録されている到着地で搬入確認されていないこと。
- ④発送地が他所蔵置場所の場合は、他所蔵置許可期間を経過していないこと。

（Ｃ）運送期間延長申請の場合

- ①保税運送申告ＤＢに登録されている貨物管理番号に対する貨物情報ＤＢが存在すること。
- ②発送地が他所蔵置場所の場合は、他所蔵置許可期間を経過していないこと。

（６）コンテナ情報ＤＢチェック（システム参加保税地域等^{*3}または船卸場所（バースコード）から運送する場合にのみチェックを行う）

訂正区分が「追加」である貨物管理番号がコンテナ詰貨物である場合は、関連付けられているコンテナ番号に対して、以下のチェックを行う。

- ①コンテナ情報ＤＢが存在すること。
- ②当該コンテナに収容されている他の貨物に対して、包括保税運送承認に係る個別運送情報登録が行われていないこと。
- ③当該コンテナに収容されている他の貨物に対して保税運送申告または特定保税運送が既に行われている場合は、申告者が同一であること。
- ④当該コンテナに収容されている他の貨物に対して保税運送申告または特定保税運送が既に行われている場合で、到着地がＣＹである場合は、入力された到着地と同一であること。
- ⑤発送地がバースコードの場合、卸コンテナリスト提出、コンテナ容器保税運送承認またはコンテナ輸入許可されていること。

(＊３) システム参加保税地域等とは、システム参加保税地域とＴＹＣ業務またはＰＳＨ業務で登録された他所蔵置場所をいう。

(７) 時間外執務要請届情報関連チェック

保税運送申告後承認前の訂正または取消し及び保税運送承認後の訂正または取消しの場合で、本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、以下のチェックを行う。

- ①当該申告登録者分の時間外執務要請届ＤＢが存在すること。
- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

５. 処理内容

(１) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(２) 保税運送申告番号の枝番払出し処理

訂正の場合は、保税運送申告番号の枝番をシステムで払い出す。

(３) 運送期間延長承認申請番号払出し処理

運送期間延長申請の場合は、運送期間延長承認申請番号をシステムで払い出す。

(４) 審査区分選定処理

保税運送申告、包括保税運送承認に係る個別運送情報または特定保税運送の訂正を行った場合は、訂正後の内容に基づき、選定を行う。

(５) 保税運送申告ＤＢ処理

(Ａ) 訂正の場合

- ①入力情報及び訂正前の申告情報によりシステムで払い出した保税運送申告番号（枝番付与）に対する保税運送申告ＤＢを作成する。
- ②貨物管理番号が取り消されることにより、すべての貨物が到着地において搬入されている場合は、到着確認の旨を登録し削除表示を設定する。

(Ｂ) 取消しの場合

- ①取消しが行われた旨を登録する。
- ②当該保税運送申告ＤＢに削除表示を設定する。

(Ｃ) 運送期間延長申請の場合

システムで払い出した運送期間延長承認申請番号に対する情報を保税運送申告ＤＢに追加する。

(６) 貨物情報ＤＢ処理

(Ａ) 訂正の場合

- (a) 訂正区分が「追加」または「訂正または訂正なし」である貨物管理番号の場合
入力内容により貨物情報ＤＢを更新する。
- (b) 訂正区分が「取消し」である貨物管理番号の場合
取消しが行われた旨を登録する。

(Ｂ) 取消しの場合

保税運送申告ＤＢに登録されている貨物管理番号に対する貨物情報ＤＢに取消しが行われた旨を登録する。

(Ｃ) 運送期間延長申請の場合

保税運送申告ＤＢに登録されている貨物管理番号に対する貨物情報ＤＢに期間延長が行われた旨を登録する。

- (7) コンテナ情報DB処理（システム参加保税地域または「船卸確認登録（個別）（PKK）」業務、「船卸確認登録（一括）（PKI）」業務で登録された船卸場所（バースコード）から運送する場合にのみ処理を行う。）

該当する貨物管理番号がコンテナ詰貨物である場合は、以下の処理を行う。

(A) 訂正の場合

- (a) 訂正区分が「追加」または「訂正または訂正なし」である貨物管理番号の場合

当該貨物管理番号に関連付けされているコンテナ番号に対するコンテナ情報DBを入力内容により更新する。

- (b) 訂正区分が「取消し」である貨物管理番号の場合

当該貨物管理番号に関連付けられているコンテナ番号のコンテナ情報DBに取消しが行われた旨を登録する。

(B) 取消しの場合

保税運送申告DBに登録されている貨物管理番号に関連付けられているコンテナ番号に対するコンテナ情報DBに取消しが行われた旨を登録する。

(8) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
保税運送申告控情報* ⁴	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 訂正である (2) 保税運送申告後承認前である (3) 入力された貨物管理番号が輸入貨物及び未通関積戻し貨物である	入力者
		税関 (保税担当部門)
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 訂正である (2) 保税運送申告後承認前である (3) 入力された貨物管理番号が仮陸揚貨物である	入力者
		税関 (監視担当部門)
保税運送承認訂正・取消控情報* ⁴	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 訂正または取消しである (2) 保税運送承認済である (3) 入力された貨物管理番号が輸入貨物及び未通関積戻し貨物である	入力者
		税関 (保税担当部門)
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 訂正または取消しである (2) 保税運送承認済である (3) 入力された貨物管理番号が仮陸揚貨物である	入力者
		税関 (監視担当部門)
個別運送訂正受付情報* ⁴	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 訂正である (2) 包括保税運送承認に係る個別運送である	入力者
		発送地CYまたは保税蔵置場* ⁵
		訂正後の到着地CYまたは保税蔵置場* ⁵
		税関 (保税担当部門)

情報名	出力条件	出力先
特定保税運送訂正受付 情報* ⁴	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 訂正である (2) 特定保税運送である	入力者
		発送地CYまたは保税 蔵置場* ⁵
		訂正後の到着地CYま たは保税蔵置場* ⁵
		税関 (保税担当部門)
保税運送申告取消通知 情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 取消しである (2) 保税運送申告後承認前である (3) 入力された貨物管理番号が輸入貨物及び未 通関積戻し貨物である	入力者
		税関 (保税担当部門)
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 取消しである (2) 保税運送申告後承認前である (3) 入力された貨物管理番号が仮陸揚貨物であ る	入力者
		税関 (監視担当部門)
個別運送取消通知情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 取消しである (2) 包括保税運送承認に係る個別運送または特 定保税運送である	入力者
		発送地CYまたは保税 蔵置場* ⁵
		到着地CYまたは保税 蔵置場* ⁵
		税関 (保税担当部門)
到着地取消通知情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 訂正である (2) 到着地が変更されている (3) 包括保税運送承認に係る個別運送情報登録 済、保税運送承認済または特定保税運送登 録済である	訂正前の到着地CYま たは保税蔵置場* ⁵
運送期間延長申請控情 報* ⁴	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 運送期間延長申請である (2) 入力された貨物管理番号が輸入貨物及び未 通関積戻し貨物である	入力者
		税関 (保税担当部門)
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 運送期間延長申請である (2) 入力された貨物管理番号が仮陸揚貨物であ る	入力者
		税関 (監視担当部門)
個別運送・特定保税運 送登録通知情報（発送 地向け）		税関 (保税担当部門)
		税関 (監視担当部門)
個別運送・特定保税運 送登録通知情報（到着 地向け）		税関 (保税担当部門)
		税関 (監視担当部門)

(＊４) １申請の貨物管理番号数により、以下の出力情報を出力する。

- ① １申請の貨物管理番号が１件の場合、「１欄用」の情報で出力する。
- ② １申請の貨物管理番号が２件以上の場合、「複数欄用」の情報で出力する。

(＊ 5) 入力者が管理する保税地域またはシステム参加保税地域以外の場合は出力しない。